

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	下水道事業部 下水道施設課						
委託業務番号	令和4年度 長下施委第47号						
委託業務名称	高野地区農集排処理施設最終清掃業務委託						
委託業務場所	長浜市高月町高野						
業務の概要	<p>高野地区農集排処理施設の最終清掃</p> <table> <tr> <td>槽内洗浄作業</td> <td>649.2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>槽内消毒作業</td> <td>649.2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ろ材洗浄・消毒、処分</td> <td>152.7m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	槽内洗浄作業	649.2m <sup>2</sup>	槽内消毒作業	649.2m <sup>2</sup>	ろ材洗浄・消毒、処分	152.7m <sup>3</sup>
槽内洗浄作業	649.2m <sup>2</sup>						
槽内消毒作業	649.2m <sup>2</sup>						
ろ材洗浄・消毒、処分	152.7m <sup>3</sup>						
履行期間	契約締結日の翌日から令和4年10月31日						
契約年月日	令和4年8月15日						
契約額(税込)	12,650,000円						
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本2100番地の1</p> <p>[商号又は名称] 有限会社伊香清掃センター</p>						
契約相手方の選定理由	<p>用途廃止する処理施設の槽内部の洗浄・消毒、ろ材の撤去・処分を行う必要があります。</p> <p>令和4年度長浜市競争入札参加有資格者名簿(委託)に登録がある業者のうち、当該区域において、浄化槽法第48条に基づく浄化槽保守点検業者として滋賀県知事の登録があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき湖北広域行政事務センターから営業許可を受けた業者は当該業者のみであるため。</p>						
根拠規定	<p><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>						